

【テーマ5】 建築物の質の向上と安全性確保

めざす方向

◎省エネルギー・新エネルギーなどの新たな社会ニーズや福祉のまちづくりへの対応、建築物の適正な維持管理による安全性確保などに積極的に取り組み、都市空間の要素である建築物の質の維持・向上を図ります。

(中長期の目標・指標)

- ・府有建築物での ESCO 事業の推進 光熱水費削減累計額 60 億円 (H27~36 年度)
- ・H32 年度までに鉄道駅舎のバリアフリー化率 100% (平均利用者数 3,000 人/日以上以上の鉄道駅)

環境に優しい建築物の整備促進

<今年度何をするか(取組の内容、手法・スケジュール等)>

■府有建築物への省エネ・新エネ設備の導入

・「新・大阪府 ESCO アクションプラン (*34)」に基づき、ESCO 事業の公募及び省エネ提案型総合評価入札 (*35)を実施する。

府有建築物における ESCO 事業の公募: 4 事業 11 施設

省エネ提案型総合評価入札の実施: 設備工事 2 件

・建築物省エネ法、大阪府温暖化の防止等に関する条例等との整合を図るとともに、環境農林水産部と連携し、府有建築物における再生可能エネルギーについて調査、研究を進め、「府有建築物の整備における環境配慮指針」(*36)を改定する。

(スケジュール)

- 30 年 4 月 : 府有建築物における ESCO 事業の公募
~6 月 の実施
- 30 年度中 : 省エネ提案型総合評価入札の実施
- 30 年度中 : 「府有建築物の整備における環境配慮指針」の改定

<何をどのような状態にするか(目標)>

◇成果指標(アウトカム)

(定性的な目標)

- ・ESCO 事業の推進や省エネ提案型総合評価入札の実施を通じ、府有建築物の省エネ化や新エネの導入を推進する。
- ・府有建築物における再生可能エネルギーの利用を促進する。

<進捗状況(H31.3月末時点)>

■府有建築物への省エネ・新エネ設備の導入

・「新・大阪府 ESCO アクションプラン」に基づき、ESCO 事業の事業者を選定 (平均 34%の省エネ提案を採択)。また、省エネ提案型総合評価入札を実施。

府有建築物における ESCO 事業の公募

: 4 事業 12 施設

省エネ提案型総合評価入札の実施

: 設備工事 4 件

・建築物省エネ法、大阪府温暖化の防止等に関する条例等の改正を踏まえ、府有建築物の再生可能エネルギーの活用をさらに推進するため「府有建築物の整備における環境配慮指針」を改定。

30 年 4 月 : ESCO 事業の公募を実施
~6 月

6 月 : 「第 1 回「府有建築物の整備における環境配慮指針」の改定に係る技術検討作業部会」を開催

8 月 : ESCO 事業の事業者を選定
~10 月

31 年 2 月 : 省エネ提案型総合評価入札を実施
~3 月

3 月 : 「府有建築物の整備における環境配慮指針」を改定

■環境に配慮した民間住宅・建築物への誘導

- ・建築物省エネ法（H29.4 施行）、温暖化の防止等に関する改正条例（H30.4 施行）の制度の周知を図る。
説明会の開催：2回
- ・建築物環境性能表示ラベル(*37)の工事現場での表示指導を行う。
- ・大阪市とともに「おおさか環境にやさしい建築賞」(*38)を実施するとともに表彰建築物の現地見学会を開催する。

(スケジュール)

- 30年5月：表彰建築物の現地見学会開催
- 6月～：工事現場への表示確認・指導
- 7月～12月：おおさか環境にやさしい建築賞 公募・選定・公表
- 6・8月：建築物省エネ法・温暖化条例説明会実施
- 31年2月：おおさか環境にやさしい建築表彰式実施

◇成果指標（アウトカム）

- （定性的な目標）
- ・民間建築物の環境配慮を進める。

■環境に配慮した民間住宅・建築物への誘導

- ・建築物省エネ法、温暖化の防止等に関する改正条例について、説明会を実施。
説明会の開催：4回
- ・建築物環境性能表示ラベルの工事現場での確認、表示指導を実施。
- ・「おおさか環境にやさしい建築賞」について、大阪市とともに、特に優れた10件の建築物の環境配慮の取り組みをした25者を公表・決定し表彰。また、平成29年度の表彰建築物の現地見学会を開催。

- 30年：「おおさか環境にやさしい建築賞」
- 5・8月：受賞建築物の現地見学会を実施
- 6月～：建築物省エネ法・温暖化の防止等に関する条例改正の説明会を実施（6、8、9、12月）
- 7月：「おおさか環境にやさしい建築賞」の公募を実施
- 7月～：工事現場への表示ラベルの確認、表示指導を実施
- 12月：「おおさか環境にやさしい建築賞」の表彰建築物の決定・公表
- 31年2月：「おおさか環境にやさしい建築賞」表彰式を実施
- 3月：「府有建築物の整備における環境配慮指針」を改定

誰もが安心して生活・移動できる環境整備促進

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（H31.3月末時点）＞
<p>■ユニバーサルデザイン(*39)のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(*40)を踏まえ、大阪府における取組みを発展させ、ユニバーサルデザインをさらに推進するために、福祉部、府民文化部など関係部局と連携し「ユニバーサルデザイン推進指針」を策定する。 ・鉄道事業者と協議し、大阪府福祉のまちづくり審議会の意見も踏まえ、鉄道駅等のバリアフリー化の新たな取組方針を年内に策定し、鉄道駅舎のバリアフリー化を推進する。 ・鉄道事業者及び市町村の協力を得ながら、府内鉄道駅のバリアフリー情報等について、府のホームページで一元的に情報を発信する。 <p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> 30年6月：「ユニバーサルデザイン推進指針」の策定 5～8月：福祉のまちづくり審議会部会等の開催 6月：大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議の開催（国・市町村・鉄道事業者等） 9～10月：鉄道駅等のバリアフリー化の新たな取組方針 パブリックコメント 11～12月：福祉のまちづくり審議会の開催 12月末：鉄道駅等のバリアフリー化の新たな取組方針 公表 	<p>◇成果指標（アウトカム）</p> <p>（定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが暮らしやすく、訪れやすく、活躍できるユニバーサルデザインを推進する。 ・鉄道駅等のバリアフリー化の新たな取組方針の策定やエレベーター設置等により鉄道駅舎のバリアフリー化を進める。 ・府内鉄道駅のバリアフリー情報を分かりやすく発信する。 	<p>■ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉部、府民文化部など関係部局と連携し、「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」を策定。 ・新たな取組方針について、当事者や学識経験者との意見交換や鉄道事業者との協議を実施。駅及びその周辺も含めたバリアフリー化の取組みを促進するため、市町村のマスタープラン及び基本構想の策定・見直しに向け、府の考え方を示す「大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針」を作成。 ・超高齢社会の進展を見据え、ホテル等の一般客室のバリアフリー化について、審議会及び部会で議論。 ・府内鉄道駅のバリアフリー情報に可動式ホーム柵の有無を追加。 <p>30年5月：府ホームページに市町村有施設のバリアフリー情報（1件：泉佐野市）を追加</p> <p>6月：「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」を策定 「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」を開催</p> <p>8月：市町村への基本構想に関するアンケートを実施</p> <p>11月：「第14回及び第15回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会」を開催</p> <p>12月：「第7回大阪府福祉のまちづくり審議会」を開催</p> <p>31年2月：「大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針」パブリックコメント実施</p> <p>3月：同指針作成、公表</p>

府有建築物、民間建築物におけるマネジメントの実施

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（H31.3月末時点）＞
<p>■ 建築指導行政の実効性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定確認検査機関（*41）の審査等の適正な執行を図るため、指定確認検査機関への立入検査を実施する。 全ての建築主が完了検査（*42）を受けることをめざし、大阪府建築行政マネジメント推進協議会（*43）の活動を通じてこれまでの取組みの拡充を行うとともに、新たな推進方策による受検の促進に取り組む。 災害時に危険性が高い違反案件の早期是正に向け、勧告等を視野に入れた重点的な指導を関係特定行政庁（*44）と連携し実施する。 <p>（スケジュール）</p> <p>30年4～6月：完了検査受検状況等の現状分析・新たな推進方策の検討</p> <p>5月～：11機関への立入検査を順次実施</p> <p>6月：大阪府建築行政マネジメント推進協議会の開催（特定行政庁・指定確認検査機関等）</p> <p>6月～：可能な推進方策から順次実施</p>	<p>◇ 成果指標（アウトカム）</p> <p>（定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定確認検査機関における審査の適正化を図る。 完了検査の受検を確実にし、建築物の安全性の確保を図る。 危険性が高い違反案件への指導を強化し、着実に是正を行う。 	<p>■ 建築指導行政の実効性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定確認検査機関への立入検査を実施：10機関 完了検査の未受検状況の分析等を実施し、完了検査啓発リーフレットの作成・配布などの取組みを順次実施。 コンテナ倉庫の主要事業者に聴聞を実施し、特に危険な2段積みコンテナ倉庫について着実な是正を指導。今後の進捗を踏まえ更なる指導強化を検討。 <p>30年4月～6月：完了検査の未受検状況の分析や現地確認等を実施</p> <p>6月：府管轄分の完了検査啓発リーフレットの配布（9月から府内全体で統一リーフレットを配布） 建築士定期講習で受検の重要性を説明</p> <p>7月：コンテナ倉庫の主要事業者には正を指導</p> <p>9月：完了検査啓発ポスターを掲示</p> <p>10月：台風で転倒したコンテナ倉庫事業者に対し文書指導を実施</p> <p>11月：「大阪府建築行政マネジメント推進協議会総会」を開催 台風被害を踏まえ、府内特定行政庁からコンテナ倉庫の主要事業者に対し文書で応急安全対策等を指示</p> <p>31年2月：完了検査啓発に関し関係団体のHPや会報誌へ掲載</p> <p>【「大阪府北部を震源とする地震」における対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロック塀に関する相談窓口を府、民間団体に設置し相談を受け付けるとともに、啓発リーフレットの配布などにより所有者等の自主点検を促進。

・通学路沿道や府民から通報のあった民間ブロック塀（府所管 744 件）を安全点検し、危険性の高いブロック塀の所有者に注意表示や改善を指導（220 件）。

■ 府有建築物の着実な整備推進、長寿命化

- ・設計工事マネジメント会議により、警察署や福祉施設などの府有建築物の設計・工事について、定期的に進捗を管理し適切に推進。
- ・守口警察署、中堺警察署（仮称）、東住吉警察署、福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点（仮称）等について、PDCA サイクルによる品質マネジメントにより工事目的物の品質確保を実施。
- ・劣化度調査を実施し、3 年間の予定施設の調査を完了
劣化度調査実施施設数：30 施設、37 棟

30 年 4 月 : 劣化度調査を実施
~
31 年 1 月 : 劣化度調査終了

◇ 成果指標（アウトカム）

- （定性的な目標）
- ・府有建築物の施設整備や耐震化による安全性と機能確保を図る。
 - ・劣化度調査を実施し、府有建築物の長寿命化を進める。

■ 府有建築物の着実な整備推進、長寿命化

- ・設計工事マネジメント会議により、警察署や福祉施設などの府有建築物の整備における設計及び工事の進捗管理を着実に実行。
- ・PDCA サイクルによる品質マネジメントにより工事目的物の品質確保を図る。
- ・府有建築物の長寿命化を推進するため、「ファシリティマネジメント基本方針」に位置づけられた建築物毎の劣化度調査等を引き続き実施する。

劣化度調査実施施設数（H30 年度末）：29 施設、35 棟
(スケジュール)

30 年 4 月 : 劣化度調査の実施（3 年計画の最終年度）
30 年度中 : PDCA サイクルによる品質マネジメント実施（守口警察署、中堺警察署（仮称）、東住吉警察署、福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点（仮称）等）
劣化度調査終了